

外部説明用

# 新規検査等における新たな審査制度について

- I . 改正概要(背景、概要、スケジュール)
- II . 新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査
- III . 共通構造部型式指定自動車の審査(保安検査コース審査省略等)

～審査事務規程第5次改正 関係～

平成28年11月29日

Rev 1.2

## I. 改正概要(背景、概要、スケジュール)

### I-1 改正概要(背景)

#### 1. 新規検査等の審査の課題

- ・ 新規検査及び予備検査(以下「新規検査等」という。)の審査の際に必要な書面(保安基準に適合するものであることを証する書面等)については、審査事務規程において統一的に示されていないため、各検査部・各事務所において取扱いにバラつきが生じている。申請者の利便性及び審査の公平性の観点から、提出書面について明確にする必要がある。
- ・ 新規検査等の審査においては、多種多様な自動車について、限られた現車審査時間の中で提出書面の確認及び現車の審査を行っている。年々保安基準が高度化・複雑化している現状において、基準の適合性について詳細な確認を必要とするような受検車両への対応が難しくなっており、書面審査の活用等により、限られた現車審査時間を維持しつつ確実な審査を実施する必要がある。
- ・ 自動車技術総合機構(以下、「当機構」という。)神奈川事務所において生じた不適切事案に関し、当機構と利害関係のない第三者委員会を設置し、事実の解明、原因分析及び再発防止策の提言を求めていたところであり、平成28年9月5日に最終調査報告書の提出を受けた。その中でも、ルールの不明確性や全国統一的な対応の欠如、現車審査時の検査官の負担等が問題点として指摘されており、当機構としてこれらの事項について改善を図ることが求められている。

#### 2. 共通構造部型式指定制度創設に伴う新規検査等に係る審査方法の確立

- ・ 「新型自動車届出制度」から新たに創設された法第75条の2「共通構造部(多仕様自動車)型式指定制度」へ移行されることに伴う新規検査等に係る新たな審査方法について、適切な運用を図り、確実、かつ、認証審査との重複を排除し効率的な審査を確立するための制度づくりが必要となっている。

## I -2 改正概要(概要)

### **(1) 新規検査等における検査当日の提出書面(当日書面審査)を明確化**

新規検査等において、指定を受けた構造・装置の変更箇所及び架装をおこなった部位を明確、かつ、容易に判断することが可能な統一的な書面※の提出を求めることとします。

【※ 提出書面の一部様式は、機構HP (<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>)によりダウンロードが可能。】

### **(2) 新規検査等における事前提出書面の審査を実施**

指定を受けた構造・装置の変更又は架装により、当該自動車に係る保安基準(技術基準に限る。)の適合性に影響がある場合には、新規検査等に先立って検査事務所において提出書面を事前に審査することとします。

(同一構造の複数台数審査)

申請者の負担等を考慮し、同一申請者が構造・装置が同一であると認める複数台数の車両について新規検査等の申請を行う場合においては、代表車両一台を地方検査部に申請し、当該地方検査部が審査した結果をもって、代表車両以外の車両は新規検査等の際に事前提出書面審査を省略することを可能とします。

### **(3) 新規検査等における一部審査方法の変更(共通構造部型式指定自動車等)**

共通構造部型式指定を受けた自動車等であって、一定の要件を満たすものについては、新規検査等において検査機器を用いた審査を省略することを可能とします。

### I -3 改正概要(スケジュール)

本改正の施行は、以下の日程以降に新規検査等を行う指定自動車等※が該当します。

(※ 予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された二輪車を除く。)

- ① 平成28年11月1日以降の新規検査等より適用
  - ・ 共通構造部型式指定自動車
- ② 平成29年5月1日以降の新規検査等より適用
  - ・ 型式指定自動車
  - ・ 新型届出自動車
  - ・ 輸入自動車特別取扱自動車

【参考】 試作自動車、組立自動車及び並行輸入自動車は除外となっています。

## Ⅱ．新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査

### Ⅱ-1 新規検査等の際に必要な提出書面

新規検査等届出書、自動車特定する書面及び添付資料のうち下表の○印は提出が必要な書面を示し、△印の書面については特段の必要がない場合には提出を省略できる書面を示し、一印は該当しないことを示す。

指定自動車等であって、初めての新規検査・予備検査を行う車両の全てが「新規検査等届出書」の提出は必要です。

指定自動車等に対して変更、追加した構造・装置が附則1の1.の表の技術基準等への適合性について審査する必要がある場合は事前提出書面審査対象であるので注意してください。

| 区分                 |                                                                                                             | 乗用 | 貨物 | その他 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----|
| 新規検査等届出書（その1及びその2） |                                                                                                             | ○  | ○  | ○   |
| 自動車特定する書面          |                                                                                                             | ○  | ○  | ○   |
| 添付資料               | 諸元表又は車両諸元要目表等                                                                                               | ○  | ○  | ○   |
|                    | 外観図                                                                                                         | ※1 | △  | ○   |
|                    | 重量分布計算等に関する書面                                                                                               | △  | △  | △   |
|                    | 最大安定傾斜角度の適合性を証する書面                                                                                          | △  | ※2 | △   |
|                    | 最小回転半径の適合性を証する書面                                                                                            | △  | △  | △   |
|                    | 連結車両総重量及び牽引重量計算書（第2号様式）                                                                                     | —  | △  | —   |
|                    | 施行規則第36条第5項に規定する書面（騒音規制）                                                                                    | ○  | ○  | ○   |
|                    | 施行規則第36条第6項に規定する書面（排出ガス規制）                                                                                  | ○  | ○  | ○   |
|                    | 技術基準等への適合性を証する書面                                                                                            | ○  | ○  | ○   |
|                    |                                                                                                             |    |    |     |
|                    | 上記以外                                                                                                        | △  | △  | △   |
|                    | 特種用途自動車の構造要件に関する書面                                                                                          | △  | △  | △   |
|                    | 「道路運送車両の保安基準等の一部改正に伴い最大積載量等の変更を行う場合の取扱いについて」（平成27年3月31日付け国自技第201号国自整第350号）に基づく、自動車製作者が証明する最大積載量及び許容限度に関する書面 | —  | △  | △   |
|                    | 連結検討書（第3号様式）又は諸元表中の「トレーラ及びトラクタの連結可否検討結果一覧表」                                                                 | —  | △  | △   |
|                    | 改造自動車審査結果通知書                                                                                                | △  | △  | △   |
|                    | その他書面                                                                                                       | △  | △  | △   |

※1は、乗合自動車であって重量分布計算に関する書面が外観図と兼ねていない場合には○印、それ以外は一印を示す。

※2は、共通構造部型式指定自動車は○印、それ以外の自動車は△印を示す。

## (1)新規検査等届出書(第1号様式(その1))の記載内容

新規検査等届出書(第1号様式(その1))は型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車、新型届出自動車の新規検査又は予備検査を行う場合に提出が必須です。

第1号様式(その1) 該当する検査を○印で囲む。

|         |                                                                             |          |     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------|----------|-----|
| 新規検査    | 事前書面審査終了時の連絡<br><input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要 | 事前審査管理番号 | 受付印 |
| 予備検査    |                                                                             |          |     |
| 構造等変更検査 |                                                                             |          |     |

事前提出書面審査を届け出る場合、審査終了の連絡の要又は不要を○印で囲む。

日付、届出者の氏名又は名称、住所、電話番号を記載し、捺印(又は署名)をする。

平成 28 年 11 月 21 日

独立行政法人自動車技術総合機構  
関東検査部練馬事務所長 殿

届出者の氏名又は名称 ABC販売株式会社 業務部業務課長 四谷 太郎  
住 所 東京都新宿区本塩町 8-2  
電 話 番 号 03-5363-3519

型式・類別(類別区分番号) BKG-XYZ (1001)

事前審査管理番号 関東技審 28-0001

共通構造部型式指定自動車 出荷検査証発行年月日: 平成 28 年 11 月 7 日

完成検査修了証又は出荷検査証があるもの 前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定 適合の確認 (○)

共通構造部型式指定自動車の構造・装置改変状況

|                             |                 |                    |                   |                   |
|-----------------------------|-----------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 諸元表の型式・類別(類別区分番号)から相違している項目 | 軸距<br>有( )・無(○) | 最大積載量<br>有( )・無(○) | 乗車定員<br>有(○)・無( ) | 許容限度<br>有( )・無(○) |
|-----------------------------|-----------------|--------------------|-------------------|-------------------|

同一構造複数台数届出として事前に届出を行っている場合、代表車以外の2台目以降は代表車で交付された「事前審査管理番号」を記載する。

型式指定自動車、共通構造部型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車は型式・類別(類別区分番号)を記載する。  
なお、事前書面審査の場合、型式内の車両仕様記号により当該自動車の仕様が特定できる資料を添付のうえ、識別表示ラベル等により明確に確認できるものは類別区分番号に代えて車両仕様記号を記載することができる。  
新型届出自動車は型式及び基本となる類別区分番号を記載する。

共通構造部型式指定自動車が発行された出荷検査証の発行年月日を記載する。なお、排出ガス検査終了証の備考欄を利用した出荷検査証にあっては排出ガス検査終了証の発行年月日を記載する。

完成検査終了証又は出荷検査証があるもので、届出者又は諸元確認者が保有する前照灯試験機により前照灯の明るさ及び主光軸の向きに関する基準適合性を確認したものは○印を記載する。

新型自動車届出制度から共通構造部型式指定制度に移行した共通構造部型式指定自動車であって、上記の「型式・類別(類別区分番号)」欄に記載した型式・類別(類別区分番号)から軸距、最大積載量、乗車定員及び許容限度について、相違の有無に○印を記載する。

## (1)新規検査等届出書(第1号様式(その1))の記載内容 (続き)

|                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 当該型式・類別（類別区分番号）の指定自動車等に対して変更している自動車の構造・装置                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 尾灯、制動灯、後面方向指示器を変更</li> <li>・ 乗車定員を3名から2名に変更</li> </ul>                                                                                       |
| 架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置                                                                                                                                                             |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ タンク荷台に架装</li> <li>・ 巻込防止装置の追加</li> </ul>                                                                                                     |
| その他                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出荷検査証「※2」の検査証明書（別紙1）</li> <li>・ 改造自動車審査結果通知書番号 自関東第 12345 号</li> <li>・ 突入防止装置 E43-58R-000000</li> <li>・ 前面ガラス E1-43R-000000 、 AS1</li> </ul> |

上記の「型式・類別(類別区分番号)」欄に記載した型式・類別(類別区分番号)の諸元表範囲から変更している構造・装置を明確に記載する。

架装により指定自動車等から追加等を行った構造・装置で、保安基準の適合性の審査に影響のある構造・装置を明確に記載する。

必要に応じて別紙により記載することができる。  
その場合は新規検査等届出書の該当欄に「別紙に記載」と記載する。

下記に該当する場合、番号等を記載する。

- ・ 共通構造部型式指定自動車の出荷検査証に ※2がある場合
- ・ 改造自動車審査結果通知書を用いる自動車の場合
- ・ ○自マーク又は㊦マークの表示が容易に確認できるものに変更した場合
- ・ 各窓ガラスの部位に付される記号が容易に確認できるものに変更した場合

備考 氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

(日本工業規格 A列 4番)



## (2)新規検査等届出書(第1号様式(その2))の記載内容

第1号様式 (その2)

### 新規検査等届出書

|       |                                                 |                         |            |
|-------|-------------------------------------------------|-------------------------|------------|
| 基本情報  | 諸元確認者の氏名又は名称<br>ABCボディ株式会社<br>(電話) 03-5796-0291 | 所在地<br>東京都品川区東大井1-12-17 | 印          |
| 車名・型式 | BKG-XYZ                                         | 車台番号                    | XYZ-000001 |
| 種別・用途 | 普通・貨物                                           | 車体形状                    | タンク車       |

印は任意

「基本情報」の各項目を漏れなく記載(ただし印は任意)すること。

|      |            |         |            |         |          |         |
|------|------------|---------|------------|---------|----------|---------|
| 原動機  | 原動機型式      | UVW     | 総排気量又は定格出力 | 6.40 L  | 燃料の種類    | 軽油      |
| 車両寸法 | 全長         | 8.065 m | 全幅         | 2.320 m | 全高       | 2.990 m |
|      | 荷台内法長さ     | 5.100 m | 荷台内法幅      | 2.150 m | 荷台内法高さ   | 0.400 m |
|      | ホイールベース    | 4.540 m | 計算上ホイールベース | 4.540 m |          |         |
|      | リヤ・オーバーハング | 2.240 m | 限度 ( )     | 2.270 m | オフセット    | 0.310 m |
|      | 同左[荷台内側]   | 2.240 m | ≦          | 1/2     | 計算上オフセット |         |

「原動機」「車両寸法」「荷重分布(備考を含む)」の記載項目のうち車種により不要なものがあるときは当該項目への記載を要しない。

|          |                           |                           |          |             |
|----------|---------------------------|---------------------------|----------|-------------|
| 荷重分布     | 前輪 (kg)                   | 後輪 (kg)                   | 合計 (kg)  | 車体の塗色       |
| 車両重量     | 2910                      | 2850                      | 5760     | 白           |
| 前2軸車の補正値 | 補正 ( )                    | 補正 ( )                    | 補正 ( )   |             |
| 乗車定員 2 名 | 115                       | -5                        | 110      |             |
| 最大積載量    | 145                       | 1955                      | 2100     |             |
| 車両総重量    | 3170                      | 4800                      | 5760     |             |
| 許容軸重限度   | 3800                      | 6550                      | 8000     |             |
| タイヤサイズ   | 前 225/90R17.5 127/125L LT | 後 225/90R17.5 127/125L LT | 最大安定傾斜角度 | ≧ 35 °      |
|          |                           |                           | 左        | 右           |
| タイヤ推奨荷重  | 3500                      | 6600                      | 41 °     | 41 °        |
| タイヤ負荷率   | 90.6 %                    | 72.7 %                    | 前輪荷重割合   | 55 % ≧ 20 % |

車体の塗色は任意

|    |             |           |      |    |
|----|-------------|-----------|------|----|
| 備考 | 消音器・原動機等の改造 | 無         | 有効期限 | 2年 |
|    | 燃料タンク       | 1 個 200 L |      |    |

車両総重量7t以上の貨物自動車以外の自動車は任意

保安用

※ 必要事項が網羅されているのであれば別様式であってもよい。

### 【例】

#### その2

#### 新規検査等届出書

出力日 2016/07/14

|        |       |               |        |           |
|--------|-------|---------------|--------|-----------|
| 【基本情報】 | 車名    | キコウ           | 型式     | DAA-ABC26 |
|        | 車台番号  | ABC26-1000001 | シリアル番号 |           |
|        | 原動機型式 | XY22          | 軸数     | 前1軸 後1軸   |
|        | 種別    | 普通            | 用途     | 乗用        |
|        | 車体の形状 | ステーションワゴン     | 燃料の種類  | ガソリン      |
|        |       |               | 総排気量   | 1.79 L    |

|          |           |      |          |     |           |     |            |      |
|----------|-----------|------|----------|-----|-----------|-----|------------|------|
| 【寸法・その他】 | 長さ (cm)   | 4710 | 幅 (cm)   | 173 | 高さ (cm)   | 182 | トレウ全長 (cm) |      |
|          | 荷台長さ (cm) |      | 荷台幅 (cm) |     | 荷台高さ (cm) |     | 最速軸距 (cm)  | 2850 |
|          | 乗車定員 (人)  | 7    | 車体の塗色    | 黒   |           |     |            |      |

|          |           |      |               |               |           |      |             |            |
|----------|-----------|------|---------------|---------------|-----------|------|-------------|------------|
| 【重量・タイヤ】 | 車両重量 (kg) | 1020 | タイヤサイズ        | 205/55R16 91W | 許容荷重 (kg) | 1190 | 軸重許容限度 (kg) | G V W (kg) |
|          | 前軸・前前軸    |      |               |               |           |      |             |            |
|          | 前後軸       |      |               |               |           |      |             |            |
|          | 後前軸       |      |               |               |           |      |             |            |
|          | 後軸・後後軸    | 980  | 205/55R16 91W | 1190          |           |      |             |            |



保安審査  
受付用



事前入力ソフトを用いて作成された二次元コードを付すこと。



## Ⅱ-2 審査事務規程の構成

### 本則4-13 新規検査等の提出書面審査及び事前提出書面審査

#### 別添2 新規検査等提出書面審査要領

新規検査等（予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車の構造、装置又は性能について変更ないものを除く。）の申請を行おうとする者から、当該自動車の構造、装置の内容について当該検査を実施する際、又は、当該検査に先立って事務所等に届出書等を提出することを規定。

#### 新規検査等を実施する際（検査当日審査）

##### 新規検査等提出書面審査要領

##### 【適用車両】

- ・新規検査等（予備検査証の交付を受けた自動車、一時抹消登録を受けた自動車を除く。）を受ける指定自動車等  
→ 乗用、貨物、二輪、大特等の全ての自動車
- ・事前提出書面審査（附則1、附則2）に該当しない自動車

##### 【届出書等の提出（審査）の方法等】

- ・新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所に提出
- ・届出書等は自動車1台毎に1部

#### 新規検査等に先立って（事前提出書面審査）

##### 附則1 事前提出書面審査要領 （技術基準等の適合性審査）

##### 【適用車両】

- ・別添2の「適用車両」であって、技術基準等の適合性について審査する必要がある自動車  
（改造自動車、附則2に該当する自動車を除く。）

##### 【届出書等の提出（審査）の方法等】

- ・自動車1台毎の届出  
新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所に提出
- ・同一構造複数台数届出  
地方検査部に代表1台の届出書等を提出



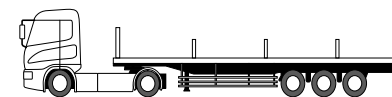
##### 附則2 事前提出書面審査要領 （特例のトレーラ又はトラクタ）

##### 【適用車両】

- ・新規検査、予備検査又は構造等変更検査（予備検査証の交付を受けた自動車又は一時抹消登録を受けた自動車であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。）を受ける一定の要件を満たすトレーラ又はトラクタ

##### 【届出書等の提出（審査）の方法等】

- ・自動車1台毎の届出  
新規検査等を申請する運輸支局等と同一敷地内にある事務所に提出



## Ⅱ-3 事前提出書面審査の流れ

### 届出者(受検者)

#### ①事前提出書面審査届出

- ・型式指定等を受けた自動車(並行輸入自動車を除く。)から構造、装置又は性能に変更等により、当該構造・装置等に係る保安基準(別添2の附則1の1.表に掲げる技術基準等に限る。)の適合性について審査が必要な自動車を対象

※新規検査等に先立って届出要

#### 【届出書等】

- ・新規検査等届出書
- ・自動車を特定する書面
- ・添付資料



#### 【自動車1台毎の届出】

#### 【同一構造複数台数届出】

- ・代表車1台の届出

### ①届出

本別添の附則1の1.の表(事前提出書面審査が必要な技術基準等の例)

| 保安基準             | 審査事務規程                  | 技術基準等 (細目告示別添及び協定規則) |               |
|------------------|-------------------------|----------------------|---------------|
| 第22条<br>座席       | 7-39<br>座席              | 協定規則第17号             | 座席及び座席取付装置    |
|                  |                         | 協定規則第80号             | バスの座席及び座席取付装置 |
| 第22条の3<br>座席ベルト等 | 6-2(15), 7-41<br>座席ベルト等 | 協定規則第14号             | 座席ベルト取付装置     |
|                  |                         | 協定規則第16号             | 座席ベルト         |

### 事務所等

#### ②受付

- ・届出書等の形式的要件のチェック
- ・新規検査等届出書(その1)に受付印を押印し、事前審査管理番号を付すとともに新規検査等事前審査管理台帳受付台帳に登録

#### ③書面審査

- ・本別添の附則1の6. 届出書等の記載要領等に基づき届出書等を確認

#### ④決裁

- ・新規検査等事前審査管理台帳受付台帳に決裁年月日の登録
- ・書面審査終了の連絡が必要と申告のあったものについては届出者に終了の連絡

#### ⑤検査

- ・届出書面等を基に現車審査を実施



### 地方検査部

#### ②受付

- ・届出書等の形式的要件のチェック
- ・新規検査等届出書(その1)に受付印を押印し、事前審査管理番号を付すとともに新規検査等事前審査管理台帳受付台帳に、登録

#### ③書面審査

- ・本別添の附則1の6. 届出書等の記載要領等に基づき届出書等を確認

#### ④決裁

- ・新規検査等事前審査管理台帳受付台帳に決裁年月日の登録
- ・書面審査終了の連絡が必要と申告のあったものについては終了の連絡
- ・受付印及び事前審査管理番号を付した新規検査等届出書(その1)の写しを届出者に交付



審査書面は共有ネットワークサーバーに保存

## Ⅲ. 共通構造部型式指定自動車の審査(保安検査コース審査省略等)

### Ⅲ-1 共通構造部(多仕様自動車)のイメージ

- 共通構造部(多仕様自動車)(主に「キャブ付シャシ」※)についての型式の指定を行う。
- 通達に基づく制度である「新型届出制度」から法令に基づく型式指定制度に移行。
- 品質管理の責任を明確化するとともに、商慣行にミートした基準適用日を設定。
- ※共通構造部(多仕様自動車)の型式指定は、当面キャブ付シャシが主となりますが、**現在新型届出を行っている自動車のうち大型特殊を除くものが対象**となるため、今後バス等の申請も考えられます。

### 新たな型式指定制度

#### キャブ付シャシ



キャブ付シャシの状態では審査を行い、キャブ付シャシの部分のみの指定を行う。

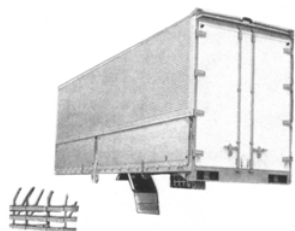
審査項目例：

- ①原動機及び動力伝達装置、②走行装置(車輪、車軸等)、③操縦装置、④制動装置、⑤緩衝装置、⑥燃料装置及び電気装置、⑦車枠及び車体(巻込防止装置を除く。)、⑧乗車装置、⑨窓ガラス、⑩騒音防止装置(消音器等)、⑪排出ガス発散防止装置、⑫灯火装置及び反射器(一部仮に装着)、⑬警報装置(警音器等)、⑭視野を確保する装置(後写鏡、窓ふき器)、⑮計器類(速度計等)等

#### 完成車



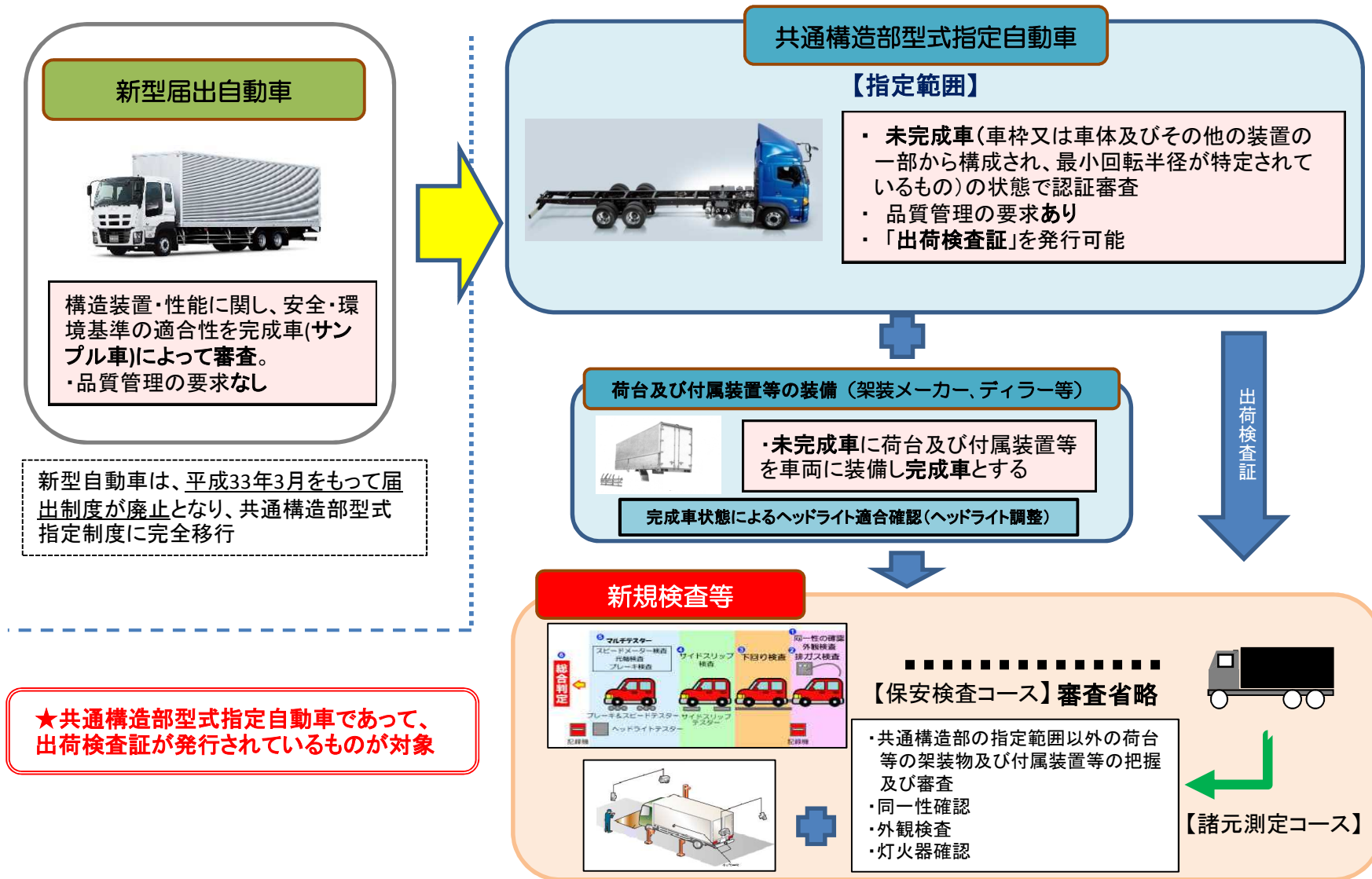
#### 架装物(荷台及び代表的な付属装置)



- ①荷台
- ②巻込防止装置
- ③灯火装置(側面・後面) 等



## Ⅲ-2 共通構造部型式指定制度への移行に伴う新規検査等の概要





### Ⅲ-3 新規検査等における新たな審査方法について 【共通構造部型式指定自動車の流れの例】

#### I-2-(1) 審査依頼のあった新規 検査等の受入審査



- ①必要提出書面の確認
- ②保安検査コース審査省略の条件確認
  - ・出荷検査証の確認
  - ・指定の構造・装置に変更なし。
  - ・前照灯適合確認済のチェック

#### I-2-(2) 同一性確認、外観検査



- ★新規検査等届出書等の提出書面内容確認  
(指定範囲以外の荷台等の架装物及び  
付属装置等の把握及び審査を含む)
- ★同一性の確認
- ★外観検査(灯火器含む)
- ★高度化入力

#### 保安検査コース(機器審査)



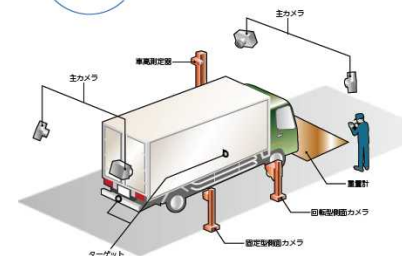
【測定機器による審査】

省略

#### I-2-(3) 諸元測定コース(機器審査)

計測コース

自動車の寸法・重量等の諸元測定と車両状態の画像取得を行います。  
(新規検査、構造等変更検査等)



- ・諸元測定、車両撮影
- ・保安基準の適合性審査
- ・審査結果を高度化へ入力  
(基準適用日を備考欄へ入力)

#### I-2-(5) 新規登録 【国：登録部門】



#### I-2-(4) 審査結果通知書発行

| 審査結果通知書     |      | 審査結果通知書     |      |
|-------------|------|-------------|------|
| 審査項目        | 審査結果 | 審査項目        | 審査結果 |
| 保安基準適合性     | 合格   | 保安基準適合性     | 合格   |
| 諸元測定        | 合格   | 諸元測定        | 合格   |
| 車両撮影        | 合格   | 車両撮影        | 合格   |
| 審査結果を高度化へ入力 | 合格   | 審査結果を高度化へ入力 | 合格   |

## (1)出荷検査証

### 当分の間

#### 【排出ガス検査終了証の備考欄を利用した出荷検査証】

当分の間、施行規則第62条の5に基づく「排出ガス検査終了証」の備考欄に「型式指定番号」及び「類別区分番号」を記載することにより、共通構造部型式指定自動車出荷検査証とすることができる。

又は

#### 【特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証】

共通構造部(多仕様自動車)型式指定実施要領 (第3号様式)

証明番号 ABC00001  
平成28年 6月 15日

排出ガス検査終了証

製作者等の氏名又は名称 ABC自動車株式会社 印  
住 所 東京都新宿区本塩町8-2

|        |             |                 |          |
|--------|-------------|-----------------|----------|
| 型式指定番号 | 1234        | 一酸化炭素等発散防止装置の型式 | ETKG-XYZ |
| 車名及び型式 | エビシTKG-XYZ9 |                 |          |
| 原動機の型式 | UVW         | 窒素酸化物           | 0.63     |
|        |             | 粒子状物質           | 0.63     |
| 車台番号   | XYZ9-00001  |                 |          |

備考 多-00001 0002又は※1

特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証

証明番号 ABC00001  
平成28年 6月 15日

発行年月日は基準適用年月日※を示す。  
(※11ヶ月を超えると初めての検査日が基準適用日となる。)

製作者等の氏名又は名称 ABC自動車株式会社 印  
住 所 東京都新宿区本塩町8-2

|                |              |
|----------------|--------------|
| 特定共通構造部の型式指定番号 | 多-00001      |
| 特定共通構造部の名称及び型式 | エビシ XYZ9     |
| 車名及び型式         | エビシ TKG-XYZ9 |
| 類別区分番号         | 0002         |
| 原動機の型式         | UVW          |
| 車台番号           | XYZ9-00001   |
| 備考             |              |

共通構造部の型式指定番号

排出ガス検査終了証を利用した出荷検査証において、類別区分番号(4桁)又は類別区分番号の代わりに※1若しくは※2の記載あり。

※1の記載がある場合: 出荷時点で、類別が確定しないもの又はメーカーが認証審査時に当該型式内の他の類別に設定してある構造・装置に変更したもの。

※2の記載がある場合: 製造過程において、メーカーが当該型式で設定していない仕様に変更したもの。

**注意！ ※2の記載がある場合は保安検査コースの審査省略は不可**

### Ⅲ-4 排出ガス検査終了証の備考欄を利用した出荷検査証の判断について

証明番号 ABC00001  
平成28年 6月 15日

排出ガス検査終了証

発行年月日は基準適用年月日を示す。

又は名称 ABC自動車株式会社 印  
所 東京都新宿区本塩町8-2

|        |             |                 |          |
|--------|-------------|-----------------|----------|
| 型式指定番号 | 1234        | 一酸化炭素等発散防止装置の型式 | ETKG-XYZ |
| 車名及び型式 | エビシTKG-XYZ9 |                 |          |
| 原動機の型式 | UVW         | 窒素酸化物           | 0.63     |
|        |             | 粒子状物質           | 0.63     |
| 車台番号   | XYZ9-00001  |                 |          |

備考 多-00001 ※1

#### 排出ガス検査終了証の備考欄の確認

型式指定番号 類別区分番号 又は  
型式指定番号 ※1 又は  
型式指定番号 ※2 の記載はあるか？

無

新型自動車

有

#### 共通構造部型式指定自動車

型式指定番号 類別区分番号  
又は 型式指定番号 ※1

型式指定番号 ※2

有効な出荷検査証か？  
発行日～検査日≤11ヶ月

Y

N

保安検査コース審査省略 不可

検査日が  
基準適用年月日

保安検査コース審査省略 不可

有効な出荷検査証か？  
発行日～検査日≤11ヶ月

N

Y

検査日が  
基準適用年月日

指定の構造・装置(乗車定員(減ずる  
ものに限る)、突入防止装置、物品積  
載装置並びに運転台以外に装着さ  
れる灯火装置、反射器及び指示装置  
を除く)に変更なし

N

Y

前照灯適合確認済の○印がある

N

Y

保安検査コース審査省略 可

保安検査コース審査省略 不可

発行年月日が基準適用年月日

自動車検査証備考欄への基準適用年月日の通知

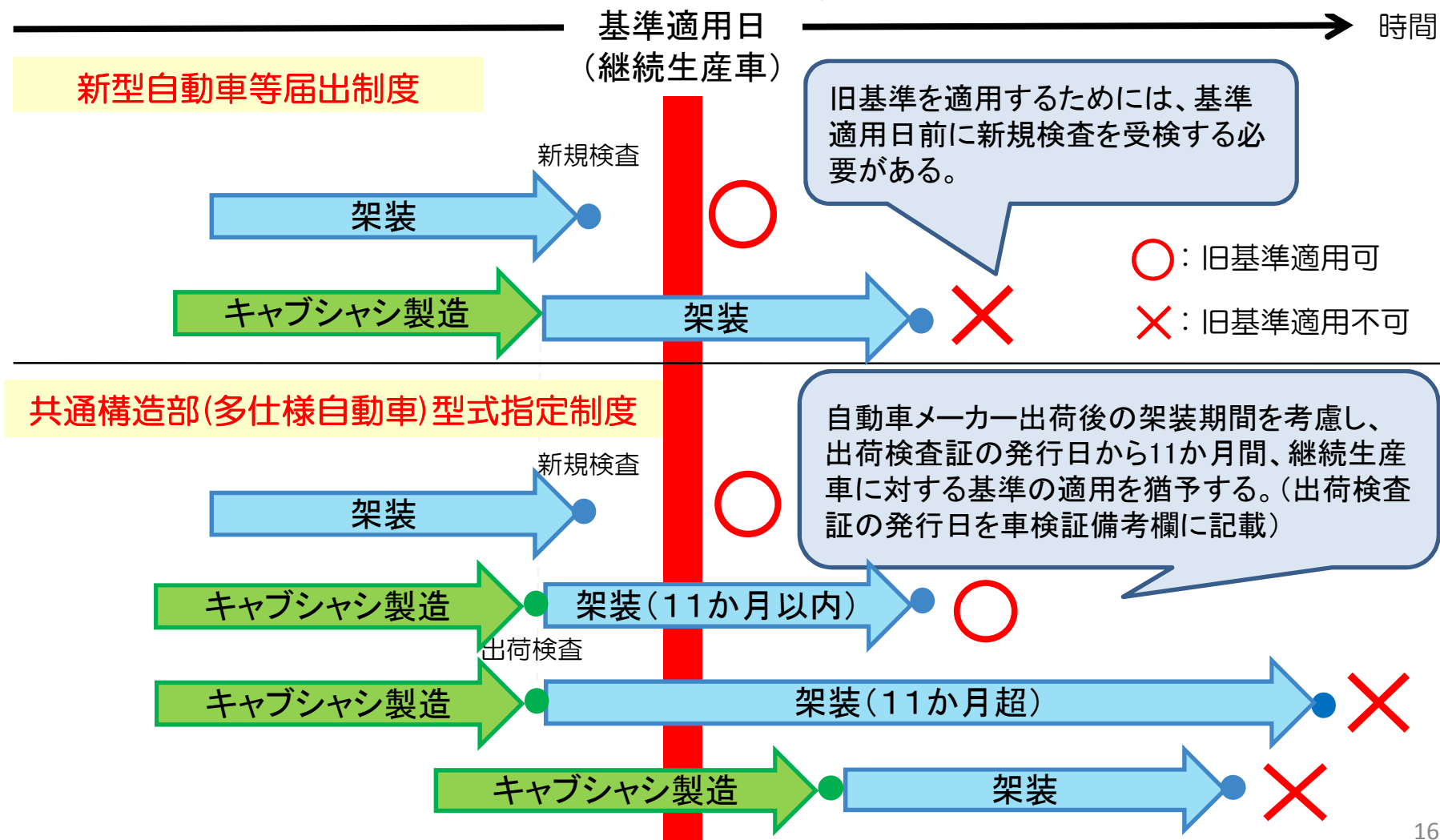
- は車両の検査コース入場前のコース振り分けまでのフローを示す。
- は新規検査等届出書(その1)で確認すること。
- は出荷検査証が有効で基準適用年月日の通知までのフローを示す。



### Ⅲ-5 出荷検査証を発行した共通構造部(多仕様自動車)型式指定自動車の基準適用猶予期間※

※ 現行から引き続き継続生産を行う車について、平成28年7月以降に変更又は導入される基準対象及び下記の4基準について、適用猶予期間を設ける。

- ポスト・ポスト新長期基準
- 被害軽減ブレーキ (UN-R131-00) の基準
- 制動装置 (UN-R13) の一部基準
- 制動灯の一部基準



## 【参考】 共通構造部型式指定制度の体系

### 道路運送車両法第75条の2

H27年6月24日公布

指定の範囲、当該装置の保安基準適合性及び均一性の判定を規定

#### 型式指定、指定要件等の根拠

例：第七十五条の二 国土交通大臣は、自動車の安全性の増進及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、申請により、車枠又は車体及びその他の第四十一条各号に掲げる装置の一部から構成される自動車の構造部分であつて、複数の型式の自動車に共通して使用されるもの（以下この項及び第四項において「共通構造部」という。）のうち、当該共通構造部により当該共通構造部を有する自動車の第四十条第八号に掲げる事項が特定されることとなるもの（以下「特定共通構造部」という。）をその型式について指定する。

### 共通構造部型式指定規則（省令）

H28年3月1日公布

申請に関する手続き、判定の基準、品質管理を規定

#### 判定基準の規定

例：第五条 法第七十五条の二第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定により機構に提示された特定共通構造部又は前条第一項の申請に係る特定共通構造部の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条各号に掲げる装置ごとに保安基準（申請に係る特定共通構造部が対象となる部分に限る。）に適合すること。
- 二 第三条第一項の規定により機構に提示された特定共通構造部又は前条第一項の申請に係る特定共通構造部と同じ構造、装置及び性能を有する特定共通構造部が均一に製作されるよう品質管理が行われていること。

特定共通構造部型式指定自動車の  
出荷検査証の発行及び点検整備  
方式の周知に関する規程（告示）

H28年6月30日公布

出荷検査証の発行、点検整備方式の周知を規定

#### 適用関係整理告示

出荷検査証の発行日から11か月間、継続  
生産車に対する基準適用猶予期間を規定

H28年10月7日公布

### 共通構造部型式指定実施要領（依命通達）

- ① 共通構造部型式指定実施要領（IWVTA版）
- ② 共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領

H28年6月30日公布

申請書面、指定通知書の様式、出荷検査等の実施細部を規定